

学校給食の年表

年	国の事項	府内の事項
昭和21	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1月30日 文部省体育局長通達 「学校衛生刷新に関する件」で学校農園等による給食施設の普及を奨励 ・ 12月11日 文部、厚生、農林、三省次官通達 「学校給食の普及奨励について」が発せられ、戦後の新しい学校給食開始の方針が定められる。 ・ 12月24日 東京、神奈川、千葉、三都県で試験給食を開始。以来この日を「学校給食記念の日」と定める。27年は1月24日をはじめとする1週間が「学校給食週間」と定められる。 	
昭和22	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1月 全国都市の児童約300万人に対し学校給食を開始 ・ 4月 財団法人日本学校衛生会学校給食事業部発足、学校給食用物資を文部省に代わり取り扱う。 ・ 六・三制新学制発足 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 10月 京都府教育委員会の指導幹旋により、京都府学校給食会の前身と見るべき「京都府学校給食資材配合組合」を設立する。(住所、下京区東九条山王町90番地)
昭和23	<ul style="list-style-type: none"> ・ 12月 文部省体育局長通達「学校給食物資の取扱いについて」により各都道府県教育委員会における物資受入体制を指示。これが現在の都道府県学校給食会の起源につながる。 ・ 教育委員会法制定 	
昭和24	<ul style="list-style-type: none"> ・ 7月 保健体育審議会令制定、学校給食文化審議会設置 ・ 10月 ユニセフからミルクの寄贈を受けてユニセフ給食開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 7月22日 京都府学校給食会を設立する。(事務局、下京区東九条山王町90番地)
昭和25	<ul style="list-style-type: none"> ・ 5月 文部科学省の組織令が改正され、新たに学校給食課が設けられる。 ・ 8大都市の小学校児童に対し、米国寄贈の小麦粉により初めて完全給食を開始。 ・ 第一回全国学校給食研究協議大会が東京都において開催 	
昭和26	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2月から完全給食が全国市制地にも拡大実 	

学校給食の年表

年	国の事項	府内の事項
	<p>施され、27年4月に至り全国すべての小学校を対象に実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校給食物資の財源であったガリオア資金が打切られ、国庫補助による学校給食の継続を要望する運動が全国的に展開 ・12月6日 法律第301号公布され学校給食は昭和26年度末まで継続が決定 ・1月に開催された全国学校給食主管課長会議で財団法人日本学校給食会の設立が決定され、4月から本学校衛生会学校給食事業部の業務がすべて移管。8月に財団法人の認可を受ける。 	
昭和27	<ul style="list-style-type: none"> ・小麦粉に対する半額国庫補助が行われる。 	
昭和28	<ul style="list-style-type: none"> ・6月1日から学校給食用小麦粉に対してビタミンB1、B2の強化を実施 	
昭和29	<ul style="list-style-type: none"> ・6月3日 第19回国会において「学校給食法」が成立公布 ・7月3日 政令第217号をもって「学校給食法施行令」が施行 ・9月28日 省令第24号をもって「学校給食法施行規則」が制定され同日付文部省告示第90号をもって「学校給食実施基準」が定められ、学校給食の実施体制が法的に整い、学校給食は恒久性と安定性が得られる。 	
昭和30	<ul style="list-style-type: none"> ・8月8日 法律第148号をもって「日本学校給食会法」が成立し10月1日より同会発足 ・3月30日 「学校給食法」一部改正同法が中学校にも適用され、準要保護児童に対する給食費補助について規定 	<ul style="list-style-type: none"> ・5月 京都府学校給食会を財団法人京都府学校給食会と改組する。
昭和31	<ul style="list-style-type: none"> ・6月20日 夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律」が公布施行 ・学校給食用小麦粉取扱実施要領を制定 ・学校給食用小麦粉およびパンの品質調査要 	<ul style="list-style-type: none"> ・3月 日本学校給食会法第19条により、京都府学校給食会が給食用物資の京都府内における、供給の相手方として、文部大臣より指定される。

学校給食の年表

年	国の事項	府内の事項
昭和32	<p>綱が示され小麦粉、パンの品質審査はこの要綱により実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 小麦粉に対する半額国庫補助が100g当り1円補助 5月20日 「盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律」が公布施行 学校給食用牛乳供給事業実施要綱が定められ学校給食用牛乳取扱要領により学校に牛乳が供給 学校給食に従事する職員の身分について自治庁次長から通知 	
昭和33	<ul style="list-style-type: none"> 5月 「学校給食施設及び設備費国庫補助金の取扱について」が定められ、33年以降の補助金の取扱について定められる。(41年度全部改正) 10月1日 文部省告示をもって新学習指導要領が定められ、学校給食ははじめて学校行事等の領域に位置づけられる。 	<ul style="list-style-type: none"> 1月 京都府内の小・中学校、高校定時制及び障害児学校の児童生徒に牛乳供給を開始 9月 山城高校定時制で完全給食開始
昭和34	<ul style="list-style-type: none"> 11月 山形県鶴岡市で学校給食70周年記念行事が行われる。 計量法改正(尺貫法がメートル法となる)にともない学校給食実施基準を一部改正 	
昭和35		<ul style="list-style-type: none"> 4月 (財)京都府学校給食会の共同購入部が独立し、京都市の副食物資を取扱う(財)京都市学校給食協会が設立される。
昭和36	<ul style="list-style-type: none"> へき地学校におけるミルク給食施設設備費及び夜間定時制高等学校夜食費に対する補助制度を制定 8月31日 学校給食制度調査会が「学校給食制度の改善について」文部大臣に答申 12月 学校給食15周年記念式典大会が開催 学校給食に従事する職員の定数確保及び身 	

学校給食の年表

年	国の事項	府内の事項
昭和37	<p>分の安定について、文部省体育局長通知が出され公費負担による調理従事員の確保について指導がさまた、学校給食調理従事員の基準が示される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校給食用牛乳に補助金が公布（3円70銭） ・4月1日 校給食所要栄養量の基準が改訂。 ・4月 夜間定時制高等学校夜食費補助金交付要綱を制定 ・学校給食用パンに脱脂粉乳の混入使用を認める。 ・給食用小麦粉にビタミンAの強化 	
昭和38	<ul style="list-style-type: none"> ・脱脂粉乳に対する国庫補助が実現し、ミルク給食の全面実施が推進される ・校給食用小麦粉の取扱い改正により38年以降は学校給食用小麦粉取扱要領により実施 	
昭和39	<ul style="list-style-type: none"> ・国庫補助によって共同調理場が各地に設立され、また学校栄養職員設置費に対する補助制度を制定 ・学校給食法施行規則の一部改正により学校給食法上の学校給食は、完全給食・補食給食・ミルク給食の三つに区分されること及びその定義を明示 ・8月 「学校給食用牛乳供給事業の実施について」文部、農林両次官から通達 ・学校給食用牛乳補助金4円50銭に増額 	
昭和40	<ul style="list-style-type: none"> ・特別措置によってへき地学校給食の推進が図られる。 ・学校給食用小麦粉の標準成分表改訂（栄養価の計算、小麦粉検収規格、小麦粉強化実施等） ・生乳殺菌設備補助金交付要綱を制定 ・学校給食用牛乳補助金5円に増額 	<ul style="list-style-type: none"> ・9月 （財）京都府学校給食会は郡部の給食実施校対象に、副食物資の共同購入を開始する。
昭和41	<ul style="list-style-type: none"> ・学校給食の食事内容の一部改正により新たにスパゲッティ、乾パン、めん類が加えられ 	

学校給食の年表

年	国の事項	府内の事項
	<p>る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校栄養職員設置費補助金交付要綱が改定され小・中学校栄養職員も補助対象となる。 ・学校給食施設整備費補助金及び学校給食設備整備費補助金交付要綱が定められ従前の関係要綱はすべて廃止 ・高度へき地学校児童生徒パン・ミルク給食費補助金交付要綱を定め3級、4級、5級のへき地校に対し全額国庫補助を実施 ・要保護及準要保護児童生徒援助費補助金(学校給食費)交付要綱が定められ従前の取扱通知はすべて廃止 	
昭和42	<ul style="list-style-type: none"> ・学校給食用物資の低温流通化促進費補助がはじめて計上され、栃木県で43年からコールドチェーンによる物資が供給 	<ul style="list-style-type: none"> ・4月 井手町、山城町で共同調理場が設置される。 ・5月 京都府学校給食研究会発足 ・6月 京都府高等学校定時制学校給食研究協議会発足
昭和43	<ul style="list-style-type: none"> ・4月から学校給食用小麦粉の漂白廃止 ・7月11日 「小学校学習指導要領」の改正について告示。学校給食は「特別活動」の中の「学級指導」においてとりあげられることになる 	
昭和44	<ul style="list-style-type: none"> ・4月14日 「中学校学習指導要領」の改正について告示。学校給食は「特別活動」の中の「学級指導」においてとりあげられることになる。 ・学校給食共同調理場に栄養指導センター併設のため補助金が計上 	
昭和45	<ul style="list-style-type: none"> ・2月28日 保健体育審議会から学校給食の改善充実方策について文部大臣に答申 ・米利用実験指定校、米粉混入パン実験実施校、米加工利用校により学校給食による米飯給食の実験を開始 ・学校給食指導の手引き(小学校編)を発行 	<ul style="list-style-type: none"> ・1月 第1回京都府学校給食研究協議大会が開かれる ・9月 洛北高校夜間定時制で完全給食開始

学校給食の年表

年	国の事項	府内の事項
昭和46	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校給食用牛乳補助金が供給単体量200ccの切替に伴ない補助金が5円80銭に引き上げ。 ・ 従来食糧管理特別会計へ繰入れとして予算計上されていた小麦粉購入費補助金が文部省の一般会計に移管され学校給食用小麦粉の取り扱いを日本学校給食会が行うことになる。 ・ 小麦粉補助金100g当り80銭 ・ 学校給食実施基準、夜間高校給食実施基準が一部改正され所要栄養量の基準改訂。これに伴い「学校給食の食事内容について」の体育局長通知により標準食品構成表が示された。 ・ 学校給食指導の手引（中学校編）が発行 ・ 学校給食用物資の需給体制、品質管理体制等の改善強化を図るため学校給食総合センター設備費を含む学校給食用物資の流通合理化に必要な経費が予算計上 ・ 2月 学校給食の運営に関する行政監察結果に基づく勧告がなされる。（行政管理庁） 	
昭和47	<ul style="list-style-type: none"> ・ 沖縄本土復帰に伴い学校給食関係予算に沖縄県分が計上 ・ 学校給食用小麦粉補助金100gに対し60銭 	
昭和48	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校給食用小麦粉に対する補助制度を廃止し新たに学校給食用小麦粉供給事業費補助となる。（1袋当たり流通経費125円）21,500t 860万袋 ・ 学校給食の改善充実のための研究指定校が指定 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4月 鴨沂高校夜間定時制で完全給食開始 ・ 10月 京都府学校給食会だより創刊号発行（京都府学校給食会）
昭和49	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第72通常国会において学校栄養職員の適正配置の確保を図るための関係法律の改正（学校栄養職員が県費負担教職員制度に位置づけられる。） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 府立朱雀高校、西舞鶴高校通信制過程でもパン、ミルク給食開始 ・ 府内栄養士3人が府費負担にかわる

学校給食の年表

年	国の事項	府内の事項
昭和50	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2月 保健体育審議会学校給食分科会において学校給食用小麦粉にL-リジンを強化することを内容とする「学校給食用小麦粉品質規格規程」改正についての検討を行いこれを了承 ・ 4月18日 文部省は日本学校給食会の申請に基づき「学校給食用小麦粉品質規格規程」の一郎改正を承認、東京都を除く全道府県にL-リジンを強化した小麦粉の供給を開始 ・ 9月11日 学校給食用小麦粉品質規格規程の一部改正を承認、当分の間 L-リジン強化の小麦粉を使用することが困難である旨申し出があった都道府県給食会への供給する小麦粉については強化L-リジンを規格から除くこととされる。 ・ 12月 学校給食分科審議会は、米飯の導入について教育上有意義であるとの結論をまとめる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 7月 京都府で初めて特別加工パンが実施される。 ・ 9月 宮津高校定時制で完全給食開始 ・ 11月 宇治市学校給食会設置
昭和51	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2月10日 文部省令第5号をもって「学校給食法施行規則等の一部を改正する省令」が公布され米飯が学校給食制度上に明確に位置づけられる。 ・ 12月7日 学校給食30周年記念行事が東京都国立教育会館で開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 府学校給食会で輸入牛肉のあっせんが特別の輸入枠の割当てにより供給（スライス、ミンチ肉 1キロ870円） ・ 5月 給食実施状況の概要（京都府） <ul style="list-style-type: none"> ・ 給食実施率小学校 99.5%、中学校 32.4% ・ 給食費（平均月額） <ul style="list-style-type: none"> 小学校（低） 2,116円 小学校（高） 2,124円 中学校 2,309円
昭和52	<ul style="list-style-type: none"> ・ 7月23日 「小学校学習指導要領」並びに「中学校学習指導要領」の全部改正について告示 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3月 舞鶴市宇喜多に（財）京都府学校給食会北部支所を設置する（対象校185校、約42000名） ・ 9月 桃山高校定時制で完全給食開始
昭和53	<ul style="list-style-type: none"> ・ 6月 「女子教育職員の出産に際しての補助教育職員の確保に関する法律」の一部が改正され、学校栄養職員が適用対象に含まれる。 ・ 8月 高等学校学習指導要領の改正 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4月 京都市で米飯給食始まる（13万人の全児童を対象） ・ 4月17日付、3教学第189号府教育長通知「学校における毒物、劇物等の適正な管理取扱いについて」

学校給食の年表

年	国の事項	府内の事項
昭和54	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和53年度まで35%であった学校給食用米穀の値引き率を60%とし、特に新たに週1回以上の米飯給食を実施する学校に対しては70%とされる。 ・12月 日本学校給食会と日本学校安全会の統合が閣議決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・3月 (財) 京都府学校給食総合センター完成。事務所を京都市南区上鳥羽藁田10番地にて移転した。 ・12月6日～12月7日 中日本学校給食研究協議会が開かれる(京都市)(13府県から約1000名の参加)
昭和55	<ul style="list-style-type: none"> ・5月 学校栄養職員の定数改善に関する12年計画開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・12月5日 「学校給食用パンに使用されているイーストフードの取扱いについて」により、イーストフードの使用を中止する旨市町村等に通知
昭和56	<ul style="list-style-type: none"> ・日本学校健康会法案は5月13日衆議院文教委員会、15日、本会議において可決され、参議院においては継続審議 	<ul style="list-style-type: none"> ・4月 鳥羽高校定時制で完全給食開始
昭和57	<ul style="list-style-type: none"> ・1月 学校給食に全国統一献立「カレーライスの日」が実施 ・2月 学校給食用牛乳供給事業実施要綱が改正され、57年度から競争原理が導入 ・7月 日本学校健康会法が施行され日本学校安全会と日本学校給食会が統合し、日本学校健康会となる。 ・10月 「四訂日本食品標準成分表」を公表 	<ul style="list-style-type: none"> ・4月 朱雀高校定時制で完全給食開始 ・10月4日付7教保第476号教育長通知「中学校における学校給食の普及について」
昭和58	<ul style="list-style-type: none"> ・3月 臨時行政調査会が行政改革に関する最終答申を出し、学校給食についても見直しが求められる。 	
昭和59	<ul style="list-style-type: none"> ・3月 学校給食指導の手引き改訂 ・4月 学校給食用米穀の値引き率が一般主食用政府売渡価格の60%となる。 ・4月 学校給食用牛乳の畜産振興事業団からの補助単価が供給日数に応じて3段階となる。 ・9月 学校給食法制定30周年記念大会が東京都九段会館で開催される。席上学校給食優良学校等・学校給食功労者の顕彰 	<ul style="list-style-type: none"> ・3月 「学校給食の手引き」が府教育庁保健体育課から発行 ・4月 (財) 京都府学校給食会に食品検査拡張工事完成 ・京都府学校給食用牛乳試飲事業始まる。 ・中学校における弁当調査の実施(園部中学校ほか4校) ・10月5日付、0教保第509号府教育長通知「毒入り清涼飲料水等による事故防止について」 ・美山町立学校給食共同調理場

学校給食の年表

年	国の事項	府内の事項						
昭和60	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1月 「学校給食業務の運営の合理化について(通知)」文体給第57号 昭和60年1月21日付け、体育局長から都道府県教育委員会教育長あて) が出される。 ・ 4月 学校給食用米穀の値引き率が、60%又は55%となる。 <ul style="list-style-type: none"> 1 60%値引き <ul style="list-style-type: none"> (1) 新たに平均週1回以上の米飯給食を実施する学校 (2) 平均週2.5回以上の米飯給食を実施する学校 2 55%値引き <ul style="list-style-type: none"> 上記(1)、(2)以外の学校 ・ 7月 「学校給食における食中毒防止強化月間」の実施(7/1～7/31) ・ 12月 日本体育・学校健康センター法(昭和60年法第92号)が公布(12/6) 日本学校健康会(昭和57年7月26日設立)と国立競技場(昭和33年4月1日設立)とが統合 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 5月 学校給食基本調査概要実施率、小学校100%、中学校31.0%(京都府) <p style="text-align: center;">給食費(平均月額)</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="padding-right: 20px;">小学校(低)</td> <td>2,915円</td> </tr> <tr> <td>小学校(高)</td> <td>2,924円</td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td>3,225円</td> </tr> </table>	小学校(低)	2,915円	小学校(高)	2,924円	中学校	3,225円
小学校(低)	2,915円							
小学校(高)	2,924円							
中学校	3,225円							
昭和61	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1月 臨時教育審議会が審議経過の概要(その3)をまとめ、学校給食については家庭と学校が連携協力することの重要性を踏まえ、地域の事情等に応じて給食とその教育的意義のあり方について検討することを提言 ・ 2月 学校給食実施基準(昭和29年文部省告示第90号)の一部改正について告示(昭和61年2月19日文部省告示第16号)、夜間学校給食実施基準(昭和32年文部省告示第28号)の一部改正について告示(昭和61年2月19日文部省告示第17号)改正の内容は、所要栄養量の基準の改定 ・ 3月 特殊法人日本体育・学校健康センターが設立。日本学校健康会が解散 ・ 3月 「学校給食の食事内容について」(昭和61年3月3日付け文体給第76号文部省体育局長)を通知。「学校栄養職員の職務内容 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3月 「学校給食指導の手引き」(京都府教育委員会)を発行する。 						

学校給食の年表

年	国の事項	府内の事項
	<p>について」(昭和61年3月13日付け文体給第88号文部省体育局長)を通知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4月 臨時教育審議会が「教育改革に関する二次答申(61.4.23)」(学校給食を通じて家庭の教育力の活性化を図る等の内容) ・6月 臨時行政改革推進審議会が最終答申(61.6.10)。臨時行政調査会の答申の方向に添い更に学校給食の合理化等を推進すべきことについて指摘 	
昭和62	<ul style="list-style-type: none"> ・4月 学校給食米飯導入促進事業において米飯成型機(おにぎり機械)への助成が開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・6月24日付2教保第382号、教育長通知「学校給食における衛生、安全管理の徹底について」
昭和63	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒数の減少により生ずる余剰教室等をランチルームに改修する事業への補助等をランチルームに改修する事業への補助金が予算化 ・7月 文部省の機構改革により学校給食課と学校保健課が統合され、学校健康教育課が発足。「健康教育の推進と学校健康教育課の設置について」(昭和63年7月1日付け文休学第118号文部省体育局長)を通知 ・9月 日本体育・学校健康センターに望ましい食事環境づくり研究委員会、発足 	<ul style="list-style-type: none"> ・府内初めてのドライシステムによる木津町学校給食センター竣工 ・9月13日 3教保第469号教育長通知「学校給食用物資の適正な管理について」を出す。
平成元	<ul style="list-style-type: none"> ・3月 小学校学習指導要領及び中学校指導要領改定。学校給食は「特別活動」の「学級活動」に位置付けされる。 ・11月 「学校給食100周年記念大会」が千葉県で開催 ・日本体育・学校健康センターの補助として学校給食流通近代化事業に要する経費が計上 ・学校給食用自主流通米助成金導入(助成率は政府米値引相当額の75%) 	
平成2	<ul style="list-style-type: none"> ・3月 望ましい食事環境づくり研究委員会の報告書「望ましい食事環境を目指して」を提出 	<ul style="list-style-type: none"> ・1月 平成元年度米飯給食メニューコンクールが京都府教育委員会及び京都府の主催で開催 ・第41回全国学校給食研究協議大会が京都で開催

学校給食の年表

年	国の事項	府内の事項
平成3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4月 新規採用学校栄養職員研修を実施 ・ 4月 平成元年12月臨時行政改革推進審議会の「国と地方の関係等に関する答申」に基づき、「高度へき地学校児童生徒パン・ミルク給食費補助」を日本体育・学校健康センター「学校給食流通近代化事業」の一部として整理合理化 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「学校給食指導の手引き」（京都府教育委員会）を改訂する。 ・ (財) 京都府学校給食会 自主流通米の導入開始
平成4	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4月 中堅学校栄養職員研修を実施 ・ 米飯学校給食推進特別対策事業の開始 ・ 7月 「学校給食指導の手引」改訂 ・ 9月 総務庁から「学校給食業務の運営の合理化」及び「学校給食用物資安定供給基金の有効利用」について勧告 	
平成5	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第六次公立義務教育諸学校教職員配置改善計画開始。(平成5年～平成10年までの六年計画) ・ 10月 第3次臨時行政改革推進審議会最終答申 	
平成6	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「栄養教育推進モデル事業」が開始 ・ 学校給食用牛乳供給事業費交付金に「学校給食用牛乳供給合理化事業」が新たに追加 ・ 4月 「学校給食事業における安全衛生管理の徹底について」（平成6年4月22日付け国体第26号文部省体育局長）を通知 	
平成7	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3月 「学校給食の食事内容について」（平成7年3月29日付け文体学第131号文部省体育局長）、「学校給食栄養報告（週報）について」（平成7年3月29日付文体学184号文部省体育局長）を通知 ・ 学校給食用脱脂粉乳の輸入について、脱脂粉 	

学校給食の年表

年	国の事項	府内の事項
平成8	<p>乳の輸入自由化に伴い、関税暫定措置法等関係法令が改正され、従来の輸入割当制度から関税割当制度に移行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 6月 病原性大腸菌0157による食中毒事故により、児童が死亡するなど各地で大きな被害が発生 ・ 7月 文部省が「学校給食における衛生管理に関する調査研究協力者会議」を設置し、夏期緊急点検、抽出による食材の点検等を実施 ・ 8月 「学校環境衛生の基準」の一部改正(学校給食関係) ・ 学校給食用米穀取扱要領の一部改正 	
平成9	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4月 「学校給食衛生管理の基準」が制定。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文部科学省委託 (H9～H11) 美山町「衛生管理推進地域指定事業」
平成10	<ul style="list-style-type: none"> ・ 12月 「小学校学習指導要領」「中学校学習指導要領」(平成14年度から実施)が改訂 	<ul style="list-style-type: none"> ・ (財) 京都府学校給食会 政府米の取扱廃止 すべて自主流通米を導入
平成11		<ul style="list-style-type: none"> ・ 宮津高校定時制閉校
平成12	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4月 学校給食米穀値引き措置が廃止 ・ 4月 学校給食用牛乳供給事業に入札制度を導入 ・ 12月 新食糧法の告示改正により、都道府県学校給食会は米の直接購入が可能となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 洛北高校定時制閉校 ・ 山城高校定時制閉校
平成13	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成13年度限りで、日本体育・学校健康センターの学校給食用米加工品、小麦粉、小麦加工品の取扱を廃止 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 京都府指定事業「食に関する指導の実践モデル市町村指定事業」(3市3校)を実施 ・ 文部科学省委嘱「食生活に関する教育実践事業(加茂町) ・ 文部科学省学校給食衛生管理巡回指導(宇治市) ・ 日本体育・学校健康センター「学校給食における学校・家庭・地域連携推進事業」(美山町)
平成14	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1月 国産牛肉偽装、鶏肉等の食品表示偽装事件がおこる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 京都府指定事業「食に関する指導の実践モデル市町村指定事業」(6市町6校)を実施

学校給食の年表

年	国の事項	府内の事項
平成15	<ul style="list-style-type: none"> ・12月 独立行政法人日本スポーツ振興センター法が公布 ・3月 「学校給食衛生管理の基準」が一部改訂 ・5月 「学校給食における食事内容について」(平成15年5月30日付け文科ス第121号文部科学省スポーツ・青少年局長)を通知 	<ul style="list-style-type: none"> ・日本体育・学校健康センター「学校給食調理場実態調査」(桃山養護学校) ・8月 (財)京都府学校給食会が伏見区今町の元伏見府税事務所跡地に移転 ・第44回全国学校栄養職員研究大会が京都で開催 ・京都府指定事業「食に関する指導の実践モデル市町村指定事業」(8市町9校)を実施 ・文部科学省委嘱「安心かつ安全な学校給食推進事業」(長岡京市)
平成16	<ul style="list-style-type: none"> ・1月 中央教育審議会答申「食に関する指導体制の整備について」が出され、栄養教諭制度の創設について提言 ・5月 「学校教育法等の一部を改正する法律」が公布され、栄養教諭制度が創設 	<ul style="list-style-type: none"> ・京都府指定事業「食に関する指導の実践モデル市町村指定事業」(9市町10校)を実施 ・文部科学省委嘱「学校を中心とした食育推進事業」(長岡京市) ・文部科学省委嘱「安心かつ安全な学校給食推進事業」(伊根町)
平成17	<ul style="list-style-type: none"> ・3月 「学校給食衛生管理の基準」が一部改訂 ・4月 栄養教諭制度が施行 ・7月 「食育基本法」制定 	<ul style="list-style-type: none"> ・京都府指定事業「食に関する指導の実践モデル市町村指定事業」(9市町10校)を実施 ・舞鶴支援学校開校 ・文部科学省委嘱「学校を中心とした食育推進事業」(長岡京市) ・「児童生徒の食生活等実態調査」実施 ・食に関する指導実践事例集作成(平成18年3月) ・「食事できいき健康ガイドブック」作成(平成10~20年度配布)
平成18	<ul style="list-style-type: none"> ・3月 「食育推進基本計画」が政府の食育推進会議において決定 ・3月 文部科学省スポーツ・青少年局長通知により、独立行政法人日本スポーツ振興センターが行う学校給食用物資の供給業務が廃止 	<ul style="list-style-type: none"> ・京都府栄養教諭の配置開始 ・京都府指定事業「食に関する指導普及推進事業」(9市町10校)を実施 ・文部科学省委嘱「栄養教諭を中核とした学校・家庭・地域の連携による食育推進事業」(長岡京市) ・文部科学省委嘱「地域に根ざした学校給食推進事業」(八幡市) ・文部科学省委嘱「児童生徒の生活習慣と健康等に関する実践調査研究」(南丹市)

学校給食の年表

年	国の事項	府内の事項
平成19	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4月 文部科学省が「食に関する指導の手引」を発行 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 栄養教諭の新規採用開始 ・ 京都府食育推進計画の策定（平成19年1月（平成19年度から22年度）） ・ 京都府指定事業「食に関する指導普及推進事業」（9市町10校）を実施 ・ 文部科学省委託「栄養教諭を中核とした学校・家庭・地域の連携による食育推進事業」（八幡市、亀岡市） ・ 文部科学省委託「地域に根ざした学校給食推進事業」（福知山市）
平成20	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1月 中国冷凍ギョウザが原因と疑われる健康被害事件が発生。学校給食にも影響。 ・ 3月 小学校、中学校の新学習指導要領が公示され、総則に「食育の推進」に関する規定が盛り込まれる。 ・ 6月 「学校保健法等の一部を改正する法律」が公布され、学校給食法も一部改正 ・ 7月 「学校給食衛生管理の基準」一部改訂 ・ 9月 事故米の流通、中国での牛乳へのメラミン混入事案により、学校給食の食品の安全確保について注意喚起がされる ・ 10月 「学校給食における食事内容について」（平成20年10月23日付20文科ス第754号スポーツ・青少年局長）を通知 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 京都府指定事業「食に関する指導普及推進事業」（9市町10校）を実施 ・ 文部科学省委託「子どもの健康を育む総合食育推進事業」（八幡市、福知山市） ・ 「学校における食育推進に係る実態調査」を実施
平成21	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4月 改正学校給食法が施行されるとともに、「学校給食実施基準」（平成21年文部科学省告示第61号）及び「学校給食衛生管理基準」（平成文部科学省告示第64号）が施行 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 京都府指定事業「食に関する指導充実事業」（9市町11校）を実施 ・ 文部科学省委託「栄養教諭を中核とした食育推進事業」福知山市・宮津市が実施
平成22	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3月 「食に関する指導の手引—第一次改訂版—」発行 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4月 木津川市立加茂学校給食センター開始 ・ 京都府指定事業「食に関する指導充実事業」（9市町12校）を実施 ・ 八幡支援学校開校 ・ 桃山養護学校閉校

学校給食の年表

年	国の事項	府内の事項
平成23	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3月 東日本大震災に際し、文部科学省より学校給食施設設備を活用した炊き出しへの協力要請 ・ 4月 小学校学習指導要領全面实施 ・ 第2次食育推進基本計画決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文部科学省委託「栄養教諭を中核とした食育推進事業」木津川市・宮津市が実施 ・ 食育参考資料集「学校における食育の推進」作成 ・ 第2次京都府食育推進計画の策定（平成23年3月（平成23年度から27年度）） ・ 京都府指定事業「食に関する指導充実事業」（9市町12校）を実施 ・ 宇治支援学校開校 ・ 文部科学省委託「栄養教諭を中核とした食育推進事業」木津川市・宮津市が実施
平成24	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4月 中学校学習指導要領全面实施 ・ 受給資格者からの申し出により、児童手当から学校給食費等の徴収が可能となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 京都府指定事業「食に関する指導充実事業」（11市町12校）を実施 ・ 文部科学省委託「栄養教諭を中核とした食育推進事業」木津川市・京丹波町が実施
平成25	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1月 「学校給食実施基準」、「夜間学校給食実施基準」及び「特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食実施基準」の一部が改訂される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 京都府指定事業「食に関する指導充実事業」（11市町12校）を実施 ・ 文部科学省委託「栄養教諭を中核とした食育推進事業」福知山市・京丹波町が実施 ・ 4月 （財）京都府学校給食会が公益財団法人に移行
平成26		<ul style="list-style-type: none"> ・ 京都府指定事業「食に関する指導充実事業」（11市町12校）を実施 ・ 文部科学省委託「スーパー食育スクール事業」を福知山市が実施
平成27	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3月 「学校給食における食物アレルギー対応指針」発行 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第3次京都府食育推進計画の策定（平成28年3月（平成28年度から32年度）） ・ 「学校等における食物アレルギー対応の手引き」作成（平成29年3月） ・ 京都府指定事業「食に関する指導充実事業」（11市町12校）を実施 ・ 文部科学省委託「スーパー食育スクール事業」を福知山市が実施

学校給食の年表

年	国の事項	府内の事項
平成28	<ul style="list-style-type: none"> ・第3次食育推進基本計画策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・京都府指定事業「食に関する指導充実事業」(11市町12校)を実施 ・文部科学省委託「スーパー食育スクール事業」を福知山市が実施
平成29	<ul style="list-style-type: none"> ・文部科学省委託事業「つながる食育推進事業」開始(以降毎年度実施) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「学校等における食物アレルギー対応の手引き」第8章追加(平成31年3月) ・8月28日 長岡京市立北部共同調理場開始 ・8月 民間業者による共同調理方式 ハーベスト(株)宮津工場 開始 ・京都府指定事業「食に関する指導充実事業」(10市町12校)を実施
平成30	<ul style="list-style-type: none"> ・7月 「学校給食実施基準」、「夜間学校給食実施基準」及び「特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食実施基準」の一部が改正される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・4月1日 長岡京市立南部共同調理場開始 ・京都府指定事業「食に関する指導充実事業」(10市町12校)を実施 ・鴨沂高校定時制閉校
平成31	<ul style="list-style-type: none"> ・3月 「食に関する指導の手引—第二次改定版—」発行 	<ul style="list-style-type: none"> ・1月21日 向日市学校給食センター開始 ・新型コロナ対応として、京都産和牛・地鶏の無償提供(農林水産部畜産課)
令和元	<ul style="list-style-type: none"> ・7月 令和元年7月31日付元文科初第561号「学校給食費等の徴収に関する公会計化等の推進について(通知)」発出 	<ul style="list-style-type: none"> ・4月 長岡京市立中部共同調理場開始 ・4月 木津川市立第一学校給食センター新設(旧木津学校給食センター) ※3月 木津川市立山城学校給食センター閉鎖 ・4月 木津川市立第二学校給食センター(旧加茂学校給食センターの名称変更) ・京都府指定事業「食に関する指導充実事業」(10市町12校)を実施
令和2	<ul style="list-style-type: none"> ・2月 新型コロナウイルス感染症の拡大により、2月下旬から5月連休明けを目途に全国一斉休校の措置が取られる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・第4次京都府食育推進計画の策定(令和3年3月(令和3年度から7年度)) ・京都府指定事業「食に関する指導充実事業」(10市町12校)を実施 ・12月 (公財)京都府学校給食会北部支所廃止

学校給食の年表

年	国の事項	府内の事項
令和3	<ul style="list-style-type: none"> ・学校給食用牛乳安定需要確保対策事業が変更され、学乳供給に係る掛増経費の一部補助から地域振興8法指定地域への供給に対して一律0.5円/本に変更される。 ・2月 「学校給食実施基準」、「夜間学校給食実施基準」及び「特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食実施基準」の一部が改訂される。 ・3月 第4次食育推進基本計画策定 ・7月 新潟県で児童が給食中にパンを詰まらせ窒息死した事故をうけ、令和3年7月13日付事務連絡「学校給食における窒息事故の防止について（通知）」発出 	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナ対応「国産農林水産物等販路多様化対策事業」ブリ・トリガイ・鶏肉・酒米等学校給食への無料提供（農林水産部畜産課） ・京都府指定事業「食に関する指導充実事業」（10市町12校）を実施
令和4		<ul style="list-style-type: none"> ・京都府指定事業「食に関する指導充実事業」（10市町12校）を実施 ・井手やまぶき支援学校開校
令和5		<ul style="list-style-type: none"> ・京都府指定事業「食に関する指導充実事業」（10市町12校）を実施 ・4月 大山崎中学校給食開始 ・9月 精華町防災食育センター開始 ・3月 （公財）京都府学校給食会経営理念・経営ビジョン・中期経営計画の策定
令和6	<ul style="list-style-type: none"> ・2月 福岡県で児童が給食中にうずら卵を詰まらせ窒息死した事故をうけ、令和6年2月27日付事務連絡「学校給食における窒息事故の防止について」発出 	<ul style="list-style-type: none"> ・4月 京田辺市学校給食センター開始 ・京都府指定事業「食に関する指導充実事業」（10市町12校）を実施
令和7		<ul style="list-style-type: none"> ・7月 「京都府学校給食の手引き」（京都府教育委員会）を改訂する。